

自転車に乗る方へ

交通傷害型

ご案内

タフ・ケガの保険「自転車プラン」



(注)タフ・ケガの保険に被保険者(補償の対象となる方)本人として加入できる方は、保険始期日時点で満70才未満の方となります。

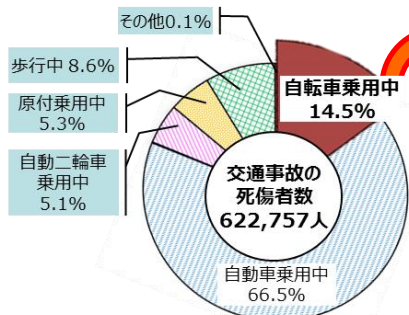
ご存知ですか？

5分48秒に1件の割合で、自転車事故が発生しています！

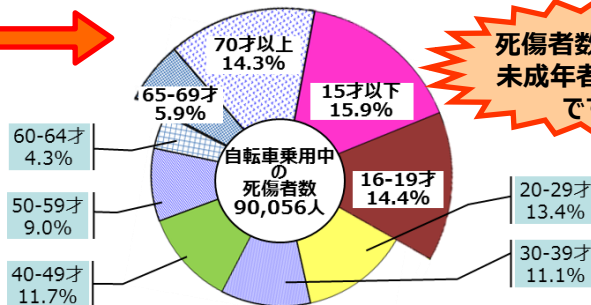


平成28年には、自転車乗用中の交通事故が90,836件も発生！死傷者数は90,056人と、交通事故全体の死傷者数に占める割合は14.5%であり、歩行中の死傷者数と比較して約1.7倍となっています！！

交通事故における状態別死傷者数の割合(H28年)



自転車乗用中の年齢別死傷者数の割合(H28年)



死傷者数の半数が未成年者と高齢者です！

一般社団法人 日本損害保険協会発行「知っていますか？自転車事故の実態と備え」より抜粋

〈自転車事故によるケガ、賠償事故の例〉

ケガ 自転車で走行中、路肩に乗り上げる際に転倒してケガ



自転車で走行中、道路から自転車通行許可の歩道に乗り上げる際、路肩でバランスを崩し転倒してしまい、腰椎を骨折してしまいました。

入院：27日
通院：1日
後遺障害等級第11級認定

(注)当社傷害保険契約の事故事例より

賠償事故 自転車で走行中に人と衝突してしまった



男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

〈神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決〉
判決認容額※：9,521万円

(注)一般社団法人 日本損害保険協会発行「知っていますか？自転車事故の実態と備え」より

※判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

自転車って便利だから、通勤・通学、買い物などに自分や家族もよく利用するのよね。
でも、転倒すると大ケガになる可能性があるし、賠償事故を起こしてしまったら大変！



契約プランと保険料

契約条件	傷害事故の範囲：交通傷害 保険期間：1年間			被保険者の範囲：〈本人型〉本人 〈夫婦型〉本人、本人の配偶者 〈家族型〉本人、本人の配偶者、 親族(本人またはその配偶者の同居の親族・ 別居の未婚(婚姻歴がないこと)の子)					
	本人型	夫婦型	家族型	本人型	夫婦型	家族型	本人型	夫婦型	家族型

補償内容	本人型	夫婦型	家族型	本人型	夫婦型	家族型	本人型	夫婦型	家族型
死亡・後遺障害		150万円			300万円			300万円	
部位・症状別		3,000円			5,000円			10,000円	
個人賠償責任(免責金額:0円)		1億円			1億円			1億円	
弁護士費用等		300万円			300万円			300万円	
法律相談費用		5万円			5万円			5万円	
契約プラン	BD1	BE1	BF1	BD2	BE2	BF2	BD3	BE3	BF3
一時払保険料	7,640円	9,080円	11,030円	10,170円	12,720円	16,230円	14,620円	18,820円	24,280円
12回払保険料	670円	800円	970円	890円	1,110円	1,420円	1,280円	1,650円	2,130円
団体扱・集団扱 12回払保険料	640円	760円	930円	860円	1,080円	1,370円	1,230円	1,590円	2,050円

(注)団体扱・集団扱の詳細は「タフ・ケガの保険」パンフレットをご覧ください。
上記「契約プラン」以外の補償内容でのご契約も可能です。詳しくは代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

補償内容および特約の概要

自転車乗用中など、交通事故等によるケガを補償！

(注)交通事故等とは、交通事故や交通乗用具*の火災等をいいます。

*交通乗用具とは、電車、自動車(スノーマービルを含みます)、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート(水上オートバイを含みます)、エレベーター等をいいます。

死亡・後遺障害保険金

交通事故等によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または約款所定の後遺障害が発生した場合に補償します。

(注)保険期間を通じ、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

部位・症状別保険金

交通事故等によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に医師の治療を要した場合に次の額をお支払いします。

●治療日数の合計が5日以上の場合

部位・症状別保険金額 × 約款所定の部位・症状別保険金支払倍率(5倍～120倍)

●治療日数の合計が1日以上5日未満の場合

部位・症状別保険金額

(注)「治療日数」とは、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、入院または通院*した日数をいいます。

*治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領のためのものは、通院に含みません。



損害賠償責任や法律相談費用も補償！

- 自転車事故など偶然な事故で、法律上の損害賠償責任を負担した場合に補償します(個人賠償責任危険保険金)。また、日本国内において発生した事故に限り、示談交渉サービスのご利用が可能です。
- 日本国内の事故によるケガなどの被害について、損害賠償請求を弁護士に委任した場合の費用(弁護士費用等保険金)や弁護士に法律相談を行った時の費用(法律相談費用保険金)を補償します。

【複数のご契約があるお客さまへ】

被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときは、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

部位・症状別保険金のお支払方法

■部位・症状別保険金支払倍率表

(単位:倍)

症状	部位	顔面部			けい 頸部	胸部 または 腹部	背部、 腰部 または 臀部	上肢		下肢		全身	
		頭部	眼および 歯牙を除く	眼				歯牙	手指 を除く	手指	足指 を除く		足指
打撲、擦過傷、挫傷、捻挫または筋、腱もしくは靭帯の損傷もしくは断裂(完全に切断されないもの)		5	5	—	—	5	5	5	5	5	5	15	
挫創、挫減創または切創		15	15	—	—	10	15	15	10	10	10	35	
筋、腱または靭帯の断裂(完全に切断されるもの)		—	—	—	—	—	65	65	35	35	40	30	—
骨折または脱臼		65	30	—	—	80	35	60	35	20	65	25	85
欠損または切断		—	20	—	5	—	—	—	100	20	100	30	—
頭蓋内・眼球の内出血・血腫(脳挫傷を含みます)		120	—	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神経の損傷または断裂		120	40	60	—	40	—	40	40	30	40	30	—
脊髄の損傷または断裂		—	—	—	—	120	—	120	—	—	—	—	—
臓器の損傷もしくは破裂(手術を伴うもの)または眼球の損傷もしくは破裂		—	—	60	—	—	90	—	—	—	—	—	—
臓器の損傷または破裂(手術を伴わないもの)		—	—	—	—	—	55	—	—	—	—	—	—
熱傷		5	10	—	—	5	10	10	5	5	5	5	35
その他		10	10	10	10	10	10	10	10	10	15	15	15

(注1)上表の「全身」とは、同一の症状につき次の①から⑥までの部位のうち3部位以上にわたるものをいいます。

①頭部 ②顔面部(眼、歯は含みません) ③頸部 ④胸部、腹部、背部、腰部または臀部 ⑤上肢 ⑥下肢

(注2)中毒症状の支払倍率は、部位にかかわらず、5倍とします。

同一の事故で被ったケガの部位または症状が、上表の複数項目に該当するときは、支払倍率が最も高いものを適用します。

お支払例

入院・通院日数の合計が5日以上の場合



自転車で走行中にハンドル操作を誤り、転倒。
足と腕を強打し、足と手首を骨折してしまった。

契約プランBD2の場合

5,000円(基本保険金額) × 65(支払倍率)
= 325,000円をお支払いします。

●このチラシは「タフ・ケガの保険〔自転車プラン〕」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「タフ・ケガの保険パンフレット」および「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、必要に応じて当社ホームページでご参照ください。もしくは、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。

●「タフ・ケガの保険」はパーソナル総合傷害保険のペットネームです。

●契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
(カスタマーセンター) TEL:0120-101-101(無料)
電話受付時間 平日:9:00~19:00 土・日・祝日:9:00~17:00
(年末年始は休業させていただきます)
http://www.aioinissaydowa.co.jp/

(180215) (2018年2月承認) GB17D010848